

平成26年(暦年)における政府調達実績

本調査は、政府調達に関する自主的措置である「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」及び「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」(注1)が適用される物品及びサービスの調達を対象としている。

即ち、別表に掲げる国、特殊法人等の上記措置対象機関による下記に掲げる基準額以上の物品・サービスの調達契約(注2)に係る統計調査として行われている。

平成26年1月1日から同年3月31日までの期間：10万SDR(1,200万円)

平成26年4月1日から同年12月31日までの期間：10万SDR(1,300万円)

(注1) これらの措置は、「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成26年3月31日関係省庁申合せ)別紙1、別紙5及び別紙6に引き継がれている。

(注2) 公共事業(設計・コンサルティングを含む)に係る調達は調査対象となっていない。

(別表)

調査の対象機関(154)

中央政府(25)	特殊法人等(40)	独立行政法人(89)	
衆議院 参議院 最高裁判所 会計検査院 内閣 人事院 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 特定個人情報保護委員会 国家公安委員会 (警察庁) 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本たばこ産業株式会社 日本電信電話株式会社 地方公共団体金融機構 沖縄振興開発金融公庫 株式会社日本政策投資銀行 株式会社国際協力銀行 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社日本政策金融公庫 社会保険診療報酬支払基金 放送大学学園 日本中央競馬会 農林漁業団体職員共済組合 消防団員等公務災害補償等 共済基金 地方競馬全国協会 日本私立学校振興 ・共済事業団 日本郵政公社を承継した機関 成田国際空港株式会社 日本環境安全事業株式会社 東京地下鉄株式会社 国立大学法人 大学共同利用機関法人 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路 株式会社 日本アルコール産業株式会社 競輪振興法人 小型自動車競走振興法人 全国健康保険協会 日本年金機構	国立公文書館 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 教員研修センター 国立健康・栄養研究所 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 航空大学校 国立環境研究所 駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 統計センター 造幣局 国立印刷局 水資源機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 科学技術振興機構 国際協力機構 福祉医療機構 農畜産業振興機構 北方領土問題対策協会	国民生活センター 理化学研究所 国際交流基金 日本芸術文化振興会 日本学術振興会 日本スポーツ振興センター 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 農業者年金基金 日本貿易振興機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 国際観光振興機構 労働政策研究・研修機構 勤労者退職金共済機構 原子力安全基盤機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 環境再生保全機構 労働者健康福祉機構 日本学生支援機構 情報通信研究機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 国立病院機構 中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本原子力研究開発機構 日本高速道路保有・債務返済機構 国立青少年教育振興機構 海技教育機構 年金積立金管理運用独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 農業・食品産業技術総合研究機構 住宅金融支援機構 国立文化財機構 農林水産消費安全技術センター 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター 高齢・障害・求職者雇用支援機構

(注) 平成 26 年中の対象機関

1. 総額及び総件数

平成 26 年における物品等に係る政府調達総額は約 19,083 億円（前年比 7.2%減）であった。総件数は 15,613 件（前年比 12.3%減）であった。

表1 政府調達の総額及び総件数

（単位：億円又は件）

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
政府調達総額 (前年比、%)	18,542 (+35.9)	15,630 (-15.7)	14,110 (-9.7)	18,344 (+30.0)	20,570 (+12.1)	19,083 (-7.2)
政府調達総件数 (前年比、%)	14,462 (+13.5)	13,249 (-8.4)	12,613 (-5.0)	14,640 (+16.1)	17,811 (+21.7)	15,613 (-12.3)

2. 物品・サービス別、契約形態別の調達割合

競争契約と随意契約の比率については、調達の対象が物品であるかサービスであるかによって異なっている。平成 26 年においては、物品については件数ベースで約 90%が、金額ベースで約 87%が一般競争契約により調達されている。他方、サービスについては、件数ベースで約 63%が、金額ベースで約 54%が一般競争契約により調達されている。

表2 物品・サービス別、契約形態別調達割合

（上段：件数、下段：億円）

	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	合計
物品	9,075 (89.5)	44 (0.4)	1,019 (10.1)	10,138
	8,216 (87.0)	118 (1.3)	1,106 (11.7)	9,441
サービス	3,473 (63.4)	34 (0.6)	1,968 (35.9)	5,475
	5,239 (54.3)	43 (0.4)	4,360 (45.2)	9,642
合計	12,548 (80.4)	78 (0.5)	2,987 (19.1)	15,613
	13,455 (70.5)	161 (0.8)	5,467 (28.6)	19,083

（注 1）（ ）内は割合（%）

（注 2）四捨五入により、金額の合計が一致しない場合及び百分率の合計が 100%にならない場合がある。

3. 契約形態別調達割合の推移（過去5年間）

一般競争契約の割合は、平成26年において件数ベースで約80%、金額ベースでは約71%となっている。

表3-1

契約形態別調達割合（件数ベース）

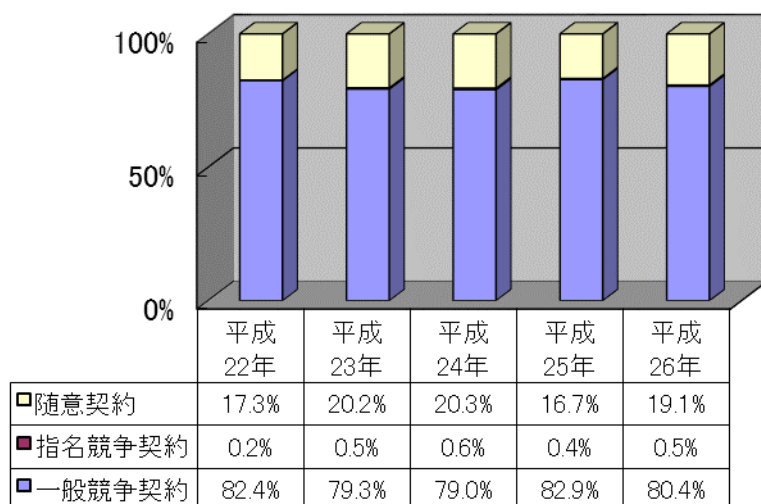
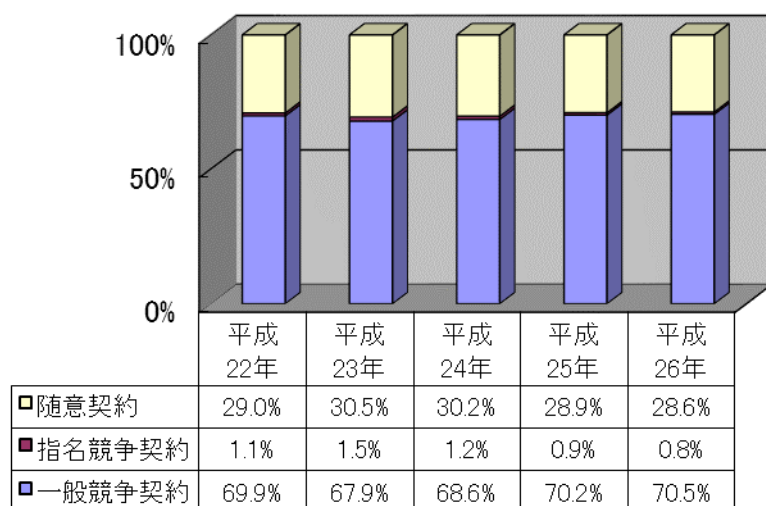


表3-2

契約形態別調達割合（金額ベース）



4. 指名競争契約の事由別内訳

指名競争契約は低い水準で推移し、平成 26 年も総件数の 1%未満であった。

表4－1 指名競争契約の総件数 (単位：件、%)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 件 数	95 (0.6)	66 (0.4)	78(0.4)

(注) () 内は、指名競争契約総件数／政府調達総件数 (%)

表4－2 指名競争契約の事由別内訳 (単位：件)

事 由	平成 26 年
契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付することが不適当	72
一般競争に付することが不利と認められる	6
そ の 他	0
総 件 数	78

5. 随意契約の事由別内訳

随意契約を採用した事由としては、「WTO 政府調達に関する協定」第 15 条に列記されている事由のうち、「美術品若しくは特許権等の排他的権利の保護との関連又は技術的な理由により特定の供給者によってのみ供給可能」が最も多く約 45%を占めている。

表5 随意契約の事由別内訳

事 由	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
	件数	件数	件数
	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
公開入札若しくは選択入札に応ずる入札がない場合等	673	625	614
	22. 6	21. 0	20. 6
美術品若しくは特許権等の排他的権利の保護との関連又は技術的な理由により特定の供給者によってのみ供給可能	1, 048	1, 195	1, 330
	35. 2	40. 1	44. 6
緊急な理由のため公開入札又は選択入札の手続によっては必要な期間内に産品入手ができない	187	108	107
	6. 3	3. 6	3. 6
供給者の変更により、既存の供給品や設備との互換性が損なわれる場合	1, 024	991	836
	34. 4	33. 3	27. 9
機関の要請により研究・開発された原型・最初の産品を当該機関が調達する	1	13	10
	0. 0	0. 4	0. 3
そ の 他	42	47	90
	1. 4	1. 6	3. 0
合 計	2, 975	2, 979	2, 987

6. 外国企業からの調達割合

平成 26 年における外国企業からの調達割合は、件数ベースで 5.1%、金額ベースで 3.3%となっている。

表6-1 外国企業からの調達割合 (単位: %)

区 分	平成24年		平成25年		平成26年	
	金額ベース	件数ベース	金額ベース	件数ベース	金額ベース	件数ベース
外国業者割合	3.0	3.2	3.0	2.9	3.3	5.1

表6-2 外国企業の国籍別シェア

	件数	金額(億円)
米国	219	308.7
EU	228	236.1
その他	342	93.5
合計	789	638.3

7. 外国企業の応札率、落札率等

一般競争入札における外国企業の応札率、落札率は共に低い水準にとどまっている。一方、平成 26 年においても一般競争入札における外国企業の応札率より落札率は高くなっている。

表7 外国企業の応札率、落札率等(平成26年) (単位: %)

契約形態	応札率 (()内は前年)	落札率又は契約率 (()内は前年)
一般競争契約	0.7(1.0)	1.1(1.8)
随意契約	—	6.5(5.3)

(注) 応札率 = 応札した外国企業延べ数 / 応札した全企業延べ数

落札率 = 外国企業が落札した総件数 / 競争契約総件数

契約率 = 外国企業と契約した件数 / 随意契約総件数

8. 外国物品・サービスの割合

平成 26 年における外国物品・サービスの調達総額に占める割合は 6.9%、件数では 11.0%であった。また、外国物品の物品調達総額に占める割合は 10.4%、件数では 15.3%であった。

表8 外国物品・サービスの割合

(単位: %)

	平成24年	平成25年	平成26年
金額ベース	6. 0 (10. 3)	8. 0 (13. 9)	6. 9(10. 4)
件数ベース	10. 5(14. 5)	13. 4(17. 9)	11. 0(15. 3)

(注) ()は物品のみに係る実績

9. 外国物品・サービスの原産地別内訳

平成 26 年に調達された外国物品・サービスのうち、米国を原産地とした物品及びサービスが金額ベースで約 46%、件数ベースで約 37%を占めている。

表9－1 外国物品・サービスの原産地別内訳(金額ベース)

(単位：億円、%)

原産地	平成24年	平成25年	平成26年
	金 額	金 額	金 額
	構 成 比	構 成 比	構 成 比
米 国	505. 3	722. 4	599. 3
	45. 9	43. 8	45. 6
E U	408. 1	622. 9	502. 2
	37. 1	37. 7	38. 2
そ の 他	187. 6	305. 0	213. 8
	17. 0	18. 5	16. 3
合 計	1, 100. 9	1, 650. 2	1315. 3

表9－2 外国物品・サービスの原産地別内訳(件数ベース)

(単位：件、%)

原産地	平成24年	平成25年	平成26年
	件 数	件 数	件 数
	構 成 比	構 成 比	構 成 比
米 国	686	965	632
	44. 8	40. 3	36. 8
E U	506	717	450
	33. 0	30. 0	26. 2
そ の 他	340	711	634
	22. 2	29. 7	36. 9
合 計	1, 532	2, 393	1, 716

10. 物品の品目別の調達額及び外国割合

平成 26 年における我が国の物品に係る政府調達実績（金額ベース）を品目別に分け、更にそれぞれの品目における外国製物品の割合を示したものが表 10 である。

物品の調達総額は約 9,441 億円であったが、調達額の最も大きい品目は、「事務用機器及び自動データ処理機械」（例：パソコン、プリンター、映写用スクリーン）であり、調達総額の約 23%を占めている。

また、外国製物品の割合が高い品目としては、「航空機及びその附属装置」（約 91%）などが挙げられる。

表10 物品の品目別調達額(平成26年)

(単位:億円、%)

品目分類	調達額 (前年との差)	内、外国物品 割合
農水産品及び加工食品	17. 6(-4.1)	49. 1
鉱物性生産品	673. 5(+291.5)	11. 5
化学工業の生産品	40. 8(+10.5)	2. 0
医薬品及び医療用品	482. 0(+232.5)	21. 2
人造樹脂、ゴム、皮革、毛皮及びこれらの製品	45. 4(+32.2)	0. 0
木材及びその製品、製紙用原料並びに紙製品	182. 9(-7.3)	0. 1
かばん類並びに繊維用繊維及びその製品	84. 9(+6.6)	2. 5
石、セメントその他これらに類する材料の製品、陶磁器製品並びにガラス製品及びその製品	1. 9(-4.2)	0. 0
鉄鋼及びその製品	128. 8(-79)	1. 2
非鉄金属及びその製品	48. 7(-7.7)	4. 6
動力発生用機器	83. 3(-74.6)	0. 0
特定産業用機器	23. 9(-145.7)	7. 0
一般産業用機器	191. 5(+28.5)	0. 8
事務用機器及び自動データ処理機械	2, 183. 2 (-74.7)	2. 1
電気通信用機器及び音声録音再生装置	458. 7(-395.3)	2. 8
電気機器及びその他の機械	214. 1(-77.4)	4. 4
道路走行用車両	464. 6(+54.5)	1. 0
鉄道用車両及びその附属装置	136. 4(-99.1)	45. 9
航空機及びその附属装置	48. 5(-94.0)	90. 6
船舶及び浮き構造物	118. 6(-42.2)	14. 4
衛生用品、暖房器具及び照明装置	1. 9(-6.0)	0. 0
医療用又は獣医用の機器	655. 7(-287.4)	43. 1
家具等	104. 4(-32.3)	0. 0
科学用又は制御用の機器	1, 266. 6 (-1573.0)	17. 3
写真用機器、光学用品及び時計	28. 7(-10.6)	18. 2
その他の物品	1, 753. 9 (+506.3)	4. 5
合計	9, 440. 6 (-1,504.2)	10. 4

11. サービスの種類別の調達額及び外国割合

平成 26 年における我が国のサービスに係る政府調達実績（金額ベース）を種類別に分け、あわせて外国サービスの割合を示したものが表 11 である。

サービスの調達総額は約 9, 642 億円であったが、そのうち約 7, 108 億円（約 73%）を「電子計算機サービス及び関連のサービス」（例：コンピュータプログラミング、データ処理）が占めている。

表 11 サービスの種類別調達額(平成26年)

(単位:億円、%)

種類	調達額 (前年との差)	内、外国サービス 割合
自動車の保守及び修理のサービス	19. 9(-15.7)	0. 0
モーターサイクル(原動機付自転車を含む)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス	0. 0(0)	—
その他の陸上運送サービス(郵便の陸上輸送を除く)	111. 6(+16.8)	0. 0
運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス	1. 1(-4.9)	33. 0
海上航行船舶以外の船舶(運転者を伴うもの)の賃貸サービス	0. 0(-0.7)	—
航空運送サービス(郵便の航空運送を除く)	36. 8(+18.2)	7. 6
貨物運送取扱いサービス	20. 2(+5.7)	0. 0
クーリエサービス	1. 7(-1.6)	11. 4
電気通信サービス	60. 3(-113)	0. 0
電子計算機サービス及び関連のサービス	7, 107. 7 (-168.7)	4. 4
市場調査及び世論調査のサービス	43. 2(-113.7)	1. 7
広告サービス	482. 5(+115.4)	0. 0
装甲車による運送サービス	194. 6(+190.8)	0. 0
建築物の清掃サービス	671. 7(+242.8)	0. 0
出版及び印刷のサービス	166. 0(-0.9)	0. 1
金属製品、機械及び機器の修理のサービス	167. 7(-21)	2. 5
汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護サービス	289.6(+197.4)	0. 0
その他電気通信措置、医療技術措置に係るサービス	267. 3(-403.7)	0. 0
合計	9, 641.9 (+16.6)	1. 4

12. 物品の品目別の調達件数及び外国割合

平成 26 年における我が国の物品に係る政府調達実績（件数ベース）を品目別に分け、更にそれぞれの品目における外国製物品の割合を示したものが表 12 である。

物品の調達総件数は 10, 131 件であったが、特に調達件数の多い品目は、「科学用又は制御用の機器」（例：光学機器、計測機器、分析装置）、「鉱物性生産品」（例：土石類、原油、重油、金属鉱）、「事務用機器及び自動データ処理機械」（例：パソコン、タイプライター、映写用スクリーン）及び「医療用又は獣医用の機器」（例：放射線治療装置、内視鏡装置、超音波診断装置）であり、同品目だけで調達総件数の約 46%を占めている。

外国製物品の割合が特に高いのは「航空機及びその附属装置」（約 43%）「鉱物性生産品」（約 39%）、などが挙げられる。

表12 物品の品目別調達件数(平成26年)

(単位:件、%)

品目分類	調達件数 (前年との差)	内、外国物品 割合
農水産品及び加工食品	28(-13)	17.9
鉱物性生産品	1,322(+65)	39.0
化学工業の生産品	201(+46)	3.5
医薬品及び医療用品	407(+4)	34.9
人造樹脂、ゴム、皮革、毛皮及びこれらの製品	47(-7)	0.0
木材及びその製品、製紙用原料並びに紙製品	425(-10)	0.5
かばん類並びに繊維用繊維及びその製品	177(-20)	2.3
石、セメントその他これらに類する材料の製品、陶磁器製品並びにガラス製品及びその製品	19(-6)	0.0
鉄鋼及びその製品	54(-41)	3.7
非鉄金属及びその製品	81(-32)	3.7
動力発生用機器	72(+1)	0.0
特定産業用機器	70(-98)	5.7
一般産業用機器	302(-168)	1.3
事務用機器及び自動データ処理機械	1,008(-116)	3.7
電気通信用機器及び音声録音再生装置	381(-123)	5.0
電気機器及びその他の機械	361(-97)	3.9
道路走行用車両	406(+14)	0.7
鉄道用車両及びその附属装置	28(+8)	7.1
航空機及びその附属装置	14(-38)	42.9
船舶及び浮き構造物	19(-19)	5.3
衛生用品、暖房器具及び照明装置	9(-9)	0.0
医療用又は獣医用の機器	885(-302)	30.4
家具等	213(-17)	0.0
科学用又は制御用の機器	1,399(-1826)	29.7
写真用機器、光学用品及び時計	44(-39)	13.6
その他の物品	2,159(+400)	4.2
合計	12,574(+2,443)	13.4

13. サービスの種類別の調達件数及び外国割合

平成 26 年における我が国のサービスに係る政府調達実績（件数ベース）を種類別に分け、あわせて外国サービスの割合を示したものが表 13 である。

サービスの調達総件数は 5,476 件であったが、そのうち「電子計算機サービス及び関連のサービス」（例：コンピュータプログラミング、データ処理）分野における調達が総件数の約 55%を占めている。

表 13 サービスの種類別調達件数(平成26年)

(単位:件、%)

種類	調達件数 (前年との差)	内、外国サービス 割合
自動車の保守及び修理のサービス	12(+1)	0.0
モーターサイクル(原動機付自転車を含む)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス	0(0)	—
その他の陸上運送サービス(郵便の陸上輸送を除く)	153(0)	0.0
運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス	4(-3)	25.0
海上航行船舶以外の船舶(運転者を伴うもの)の賃貸サービス	0(-1)	—
航空運送サービス(郵便の航空運送を除く)	36(+12)	8.3
貨物運送取扱いサービス	101(+12)	0.0
クーリエサービス	6(-5)	0.0
電気通信サービス	96(-21)	42.6
電子計算機サービス及び関連のサービス	3,020(+85)	4.0
市場調査及び世論調査のサービス	38(-52)	5.3
広告サービス	404(-34)	0.0
装甲車による運送サービス	39(+15)	0.0
建築物の清掃サービス	707(+40)	0.0
出版及び印刷のサービス	257(+2)	0.4
金属製品、機械及び機器の修理のサービス	222(+3)	3.6
汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護サービス	249(-69)	0.0
その他電気通信措置、医療技術措置に係るサービス	132(+16)	0.0
合計	5,476(+39)	6.0

14. 総合評価落札方式の実施状況

最低価格落札方式だけでは十分対応できないと認められる調達においては、総合評価落札方式を活用することが「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」の中で勧奨されている。また、コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービスの分野並びに医療機器及びサービスの分野においては、高額案件（注）について、総合評価落札方式の適用が義務づけられている。

平成 26 年において、総合評価落札方式は 992 件の調達に採用されており、総調達件数の約 6.0%を占めた。また、その内 92 件においては外国製物品・サービスが落札された。

（注）コンピュータ製品及びサービスについては 80 万 SDR、電気通信機器及びサービス並びに医療機器及びサービスについては、平成 10 年 4 月 1 日以降 38.5 万 SDR を超える予定案件

表 14 総合評価落札方式の実施状況

		総件数		
		平成24年	平成25年	平成26年
国内・外国別	国内製物品・サービス	769	908	900
	外国製物品・サービス	114	160	92
合 計		883	1,068	992
調達総件数に占める割合(%)		6.0	6.0	6.4

15. 招請への対応状況

入札前に実施している資料提供招請及び仕様書案への意見招請への対応状況はそれぞれ表 15-1 及び表 15-2 のとおり。

表15-1 資料提供招請への対応状況 (件数)

	平成24年	平成25年	平成26年
日本企業のみ応じた	218	321	213
外国企業のみ応じた	4	8	3
双方が応じた	33	63	9
双方応じず	19	10	9
合 計	274	402	234

表15-2 仕様書案に対する意見招請への対応状況 (件数)

	平成24年	平成25年	平成26年
日本企業のみ応じた	842	886	724
外国企業のみ応じた	11	25	9
双方が応じた	104	121	55
双方応じず	112	244	251
合 計	1,069	1,276	1,039

16. 平均応札期間

入札公告（公示）の日から起算して入札書が調達機関により受領される期間（応札期間）については、「WTO政府調達に関する協定」上では、40 日以上設けることとされているが、我が国においては、平成 3 年 11 月の「政府調達に関する申合せ」により、自主的措置として 50 日以上と定め、平成 4 年 4 月 1 日以降の調達から実施している。

過去の平均応札期間を見ると自主的措置としての 50 日以上は常に確保されている。

表16 平均応札期間 (単位:日)

	平成24年	平成25年	平成26年
平均応札期間	60.7	59.6	62.7

17. 政府調達セミナーへの出席状況

官報公示される政府調達情報を詳細に説明するために、会計年度の当初又は年度の可能な限り早い時期において、政府調達セミナーが開催されている。政府調達セミナーは外務省及び各調達機関の主催で開催されている（外務省主催のセミナーは平成27年4月24日に開催された）。

表 17 政府調達セミナーへの出席状況

区 分		平成24年	平成25年	平成26年
外務省主催	国内企業数	44	50	44
	外国企業数	16	42	21
その他機関主催	国内企業数	215	168	268
	外国企業数	20	12	19
合 計		295	272	352

18. 調達実績の大きい機関と調達総額・総件数に占める割合（平成26年）

政府調達の実績の大きい機関名とその総額・総件数に占める割合は表18に示すとおりである。

表 18 調達実績の大きい機関とその割合

順 位	件 数	金 額
1	国立大学法人 (16.6%)	日本郵政株式会社 (14.5%)
2	国土交通省 (9.7%)	国立大学法人 (12.4%)
3	日本郵政株式会社 (8.1%)	財務省 (8.7%)
4	財務省 (7.7%)	国土交通省 (8.5%)
5	国立病院機構 (5.3%)	厚生労働省 (5.0%)
6	防衛省 (5.2%)	日本原子力研究開発機構 (4.6%)
7	法務省 (2.9%)	法務省 (3.2%)
8	農林水産省 (2.7%)	日本年金機構 (3.2%)
9	日本原子力研究開発機構 (2.5%)	日本中央競馬会 (2.9%)
10	厚生労働省 (2.5%)	全国健康保険協会 (2.5%)

(注) () 内はそれぞれ調達総件数及び総額に占める割合(%)を示す。